

主要論点及び構成員のご意見

※ 本件資料は、本研究会の中間取りまとめ以降の議論について、
主要論点ごとに、ポイントとなるご意見を事務局の判断で列挙したものを。

1 通信・放送法制の抜本的再編の方向性

- ・ 横に貫いてすっきりしたと思うが、その中で縦に分けていくと、昔の縦割りよりもっと複雑になり、技術革新が起こると見直さないといけなくなるのではないか。
- ・ I Pは基本的には有線・無線などの伝送路の違いを意識せずにデジタル情報をやりとりするためのメカニズムであり、ALL I P化を前提とするということは、伝送レイヤーを水平に分離して共有可能にし、そこで競争が起こるような仕組みを考えていくことではないか。
- ・ レイヤー型法体系に移行する理由は、①通信・放送の垣根を越えた新サービスの開発・利用が特に役務や設備面でやりやすくなるという規制緩和であることと、②レイヤーは、情報の内容、情報の送受信行為、そのための設備という行政対象の違いと、それぞれの規律原理である表現の自由、役務の公平・公正性の確保、設備の安全確保といった行政目的の違いとに着目した分類であることと、2つあるのではないか。移行のタイミングとしては今がチャンスではないか。
- ・ 現実に既存の制度を越えてコンテンツが流れ、伝送媒体が利用される状況になっているので、移行における激変緩和的措置は必要だが、制度を全面的に切り替える時期にきているのではないか。

- レイヤー型法体系は、融合状況が高まる中で、今まで蓄積してきた通信・放送サービスに関する制度と新しいニーズをどう調和させるかという発想に基づく。したがって、ドラスチックに制度を変えるというよりむしろ変化に対応する合理的な制度にするという性格ではないか。
- この研究会では、レイヤー型法体系を現行の放送・通信ごとに分かれた法体系と比較してきたものであり、例えば、電波法と放送法は非常に入り組んだ層になっていたり、公然通信に見られる新しい状況への対応と放送の関係は、従来の法体系で考えられてこなかったなどのことから、新たに何か考える必要があるのではないかと認識。
- レイヤー型法体系では、情報の流れという観点では規制緩和になり、コンテンツについてはある程度の規制はかかってくるが、過剰な規制をかける発想はない。
- 放送法と電波法は入り組んでいる部分はあるが、どちらかというとな放送法はコンテンツに、電波法は伝送路にかかわるので、それ自体がレイヤーになっているという見方もできるのではないか。
- 事前規制に比べて独禁法は非常に厳しい強力な規制なので、独禁法に至らない段階でより良い環境整備ができないか考えた方がよいのではないか。例えば、不当な差別的取扱いをしてはいけないというあたりから考えるのではないか。
- 法体系の変更が国民経済にどのようなメリットをもたらすのかという議論があってもいいのではないか。特に、伝送サービスや設備に係る規律について、メリットを外向けにアピールすることを考えた方がいいのではないか。
- 法体系の考え方を変えていくということは、通信と放送が電話とテレビだけでなく総ての分野の人たちのプラットフォームとして貢献できるということを念頭に置いたということであり、その受益者が広がることによる国際競争力の増強が、日本経済や日本人の未来に貢献する意義は大きいのではないか。

2 コンテンツに関する法体系のあり方

(1) 基本的な考え方

- ・ コンテンツに対する法体系の在り方は、一方において表現の自由、他方において違法・有害通信等の点検、利用者保護、その両方の公益をバランスさせることが不可避ではないか。
- ・ コンテンツについては、自由対規制の二元法ではなく、その表れが「規律」という言葉。これを踏まえ、例えば、公然通信については、規制するしないではなく、自主規制にどこまで委ねるか、どう公然通信の中身をいいものにしていくかという方向を目指すべきではないか。
- ・ コンテンツ全体で見ると規制緩和の方向に向かうということを最終報告に向けてきちんと説明をしていく必要があるのではないか。

(2) メディアコンテンツ規律の再構成

- ・ 「特別メディアサービス」、「一般メディアサービス」の意味は、“special”と“general”なのか、“ordinary”と“extraordinary”なのか、公然通信は、“public”か“open”か“overt”なのか、訳し方により伝わるニュアンスが全く変わってくるので、英訳の際には言葉の選び方に十分注意すべきではないか。
- ・ 法益として利用者保護が重要なコンセプトだが、企業は供給サイドにも利用サイドにも入るので、そこを十分考えておく必要があるのではないか。

- ・ 将来的にこの法律は、コンテンツを財ととらえる側面と、社会的影響力という形で人の精神的な自由に与える影響という側面が混合してくると思われるが、そうすると、コンテンツを単に公法的な「表現の自由」的な規律だけですべてを律することは難しく、その仕組みをどうするかが今後の検討課題ではないか。
- ・ 従来、放送規制の根拠として言われてきたのは、特別な社会的影響力という言葉で、その中には周波数の有限性という要素も入るが、特に音声や映像を使って人々の感覚に訴えることの一種の怖さが特別な社会的影響力と言われてきた。その考え方は日本に限らずどの国でも採られてきた。
- ・ 様々なメディアの中の一部を規制してもいいと言っても、その規制は、よりクオリティの高い情報、バランスのとれた情報をきちんと国民に伝えるためのルールである必要があり、社会的影響力をその観点からブレイクダウンして詰めていけば、コンテンツ規律に否定的な意見に答え得る制度設計ができるのではないか。
- ・ あるコンテンツがどの伝送路を利用するかによって、コンテンツ規律は異なってくるのではないか。
- ・ 地上波についても、競争の仕組みを入れ、コンテンツを流す第三者の参入を制限しない方がよいのではないか。

(3) 公然通信

ア 公然通信の範囲について

- ・ 公然通信について、事業性とは別に消費者保護の観点からミニマムチェックが必要となる。そのためには、どういう情報が流れているかについて、事後的でもいいが、一定程度チェックできるような仕組みになっていなければいけないのではないかとの意見が構成員よりあった。

- 新聞は基本的に国内頒布に限られるのに対して、インターネットは国境を越えて流れるので、日本国内の法制だけでは済まない等の点から、新聞と公然通信とは性質が違うのではないかとの意見が構成員よりあった。
- 事業者による業法的なコンテンツのチェックを電気通信の仕組みの中に包括的に入れることは限界がある。「公然通信」は、誰でもアクセスでき、一定程度のセキュリティが保たれているようなところとしか定義できないのではないかとの意見が構成員よりあった。
- 公然通信とは、不特定多数者に対して公開されるものという概念で、同時性は必ずしも要求されないのではないか。審査なしに加入できるSNSのようなものは公然性という概念に親しむのではないか。
- 公然通信の範囲については、非公然の側から定義した方がよく、ネットワーク上でアクセスコントロールし、会員制であれば非公然ということになるのではないか。ただし、事実上誰でも入れるものは公然に近いのではないか。
- 先端医学の情報など、一部の人に共有されることで人類に大きな利益をもたらす事項がある。公然性を有するにしても、こうした情報の流通を阻害することがないよう配慮する必要があるのではないか。

イ 違法・有害情報について

- 国境をまたぐコンテンツへの対応については、日本がコンテンツに関して何らかのアプローチをする場合に、それぞれの文化的背景等を持つ国々との調整のメカニズムが必要となるのではないか。
- 何を有害情報とするかについては、有害情報にかかわっている人たちの間ではかなりコンセンサスはできているのではないか。

- 誰がどのように有害情報であるかどうかを決めるのかについては、恣意が入らないような仕組みにする必要があるのではないか。
- 何を有害情報とするかは、情報を閲覧・利用する人（青少年など）との関係で定義されるのではないか。また、有害情報に対する対応策（フィルタリングソフトなど）の有無に関しても、規制レベルを慎重に検討する必要があるのではないか。
- 青少年に有害な図書や雑誌は、条例で一定の規律を設けているが、インターネットについて今後どうしていくか政府全体としても考えていただかなくてはならない大変重要な問題ではないか。
- 有害情報であっても有用情報であるという二面性を持つ場合もあり、このような情報にアクセスできる可能性を残しておく必要があるのではないか。他方、安心な情報を得る機会を保障するのは特別メディアサービス等の役割ではないか。
- 公然性の議論と安心できるコンテンツの議論について、公然性を有する情報の中に安心できるものと安心できないものがあり、そこに対してルールを適用するとなると、情報流通の規制というより表示義務のような規制になるが、この辺についてもう少し整理が必要ではないか。

3 プラットフォームに関する法体系のあり方

- ・ プラットフォームに関する法体系の在り方について、どこまで規律をかけるのか、あるいはどうかけるかについては、今後の重要な検討課題ではないか。
- ・ プラットフォームの議論は、技術標準の在り方の議論にも及ぶのではないか。
- ・ プラットフォームには、多様なサービスが展開されていく未知の可能性がある。プラットフォームをどう定義するかにより構造が相当変わるのではないか。
- ・ ここで言うプラットフォームは、コンテンツと伝送との接点としての機能が主であり、情報通信全体の話とは異なるため、ある程度限定したほうがよいのではないか。
- ・ プラットフォームは、多様な事業者間や事業者とユーザの間を仲介する機能という今の定義でよいのではないか。
- ・ プラットフォームの法律ができるほど、プラットフォームに当てはまる条文はないが、今後の重要な検討課題という位置づけは、整理としてよいのではないか。
- ・ プラットフォームについて、伝送とコンテンツだけでは把握しきれないところがあるので、必要性を検討すべきであるという今の書き方でよいのではないか。

- 現時点では、プラットフォームを規制のレイヤーとして扱うことは無理であり、規制の必要性を検討することにとどめているプラットフォーム規律の在り方についてきちんと説明すべきではないか。
- プラットフォームという概念は形成途上で、現状で全部固めてしまうのは時期尚早ではないか。

4 伝送インフラに関する法体系のあり方

- ・ 電波の規制緩和により基幹放送が新たな融合サービスに乗り出すときには、融合法制において、既存の放送事業者とベンチャービジネスが公正に競争できるような仕組みを作る必要がある。
- ・ インフラ部分で役務や設備面を大幅に規制緩和することが最大のポイントであり、それを強調すべきではないか。

5 全体、その他

- ・ 報告書に入れるかどうかは別として、行政組織について委員会方式を採るべきかどうかは、本来併せて考えるべき問題ではないか。
- ・ 新しい法制は、事業者間の規律に加え、利用者保護的な要素をもっと取り入れるべきではないか。

(以上)